

防火設備（防火扉）定期検査に関する仕様書

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 業務件名 | シルバーランドみつい防火設備定期検査業務委託 |
| 2 | 実施場所 | 長野県佐久市新子田 8 6 6
複合型施設「シルバーランドみつい」 |
| 3 | 一般事項 | (1)作業には一級、二級建築士又は法定講習の修了者で国土交通大臣から資格者証の交付を受けた者が業務を行うこと。
(2)作業中は事故等が無いように対策を十分に行うこと。 |
| 4 | 点検内容 | 建築基準法第 1 2 条に基づき適正に行うこと。 |
| 5 | 防火扉数 | ・ 1 階 2 枚 ・ 2 階 1 枚 ・ 3 階 1 枚 計 4 枚 |
| 6 | 防火扉点検項目 | (1)防火扉 <ul style="list-style-type: none">・ 設置場所の周囲状況・ 扉、枠及び金物の劣化・損傷状況・ 危害防止装置作動状況 (2)連動機構 <ul style="list-style-type: none">・ 煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器状況・ 連動制御器状況・ 連動機構用予備電源状況・ 自動閉鎖装置 (3)総合的な作動の状況 <ul style="list-style-type: none">・ 防火扉の閉鎖の状況・ 防火区画の形成の状況 |
| 7 | 点検回数 | 1 年に 1 回 |
| 8 | 点検報告 | 点検終了後、定期検査報告書を作成し、特定行政庁に提出すること。 |
| 9 | その他 | この仕様書に定めない事項等で、法規の改正等により点検業務が発生した場合は協議するものとする。 |